

区分			金額							
			午前9時 以前1時 間につき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後9時 以降1時 間につき	全日(午 前9時か ら午後9 時まで)		
個人 使用	小学生・中学生			1回につき 100円						
	高校生			1回につき 300円						
	短大生・大学生及び一般			1回につき 500円						
アリーナ	全部使用の場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小・中学生及び高校生	円	円	円	円	円	円
				短大生・大学生及び一般	1,200	3,000	4,000	6,000	2,500	12,000
			その他催物に使用する場合	営利を目的とする場合	9,600	24,000	32,000	48,000	20,000	96,000
			営利を目的としない場合	1,900	4,800	6,400	9,600	4,000	19,200	
		入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小・中学生及び高校生	2,400	6,000	8,000	12,000	5,000	24,000
				短大生・大学生及び一般	3,600	9,000	12,000	18,000	7,600	36,000
	その他催物に使用する場合		営利を目的とする場合	14,400	36,000	48,000	72,000	30,000	144,000	
			営利を目的としない場合	4,800	12,000	16,000	24,000	10,000	48,000	
	研修室			200	600	800	1,200	500	2,400	
	トレーニング室			200	600	800	1,200	500	2,400	

備考

- 個人使用の1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 町内住民に限り個人使用の使用料を2分の1の額とする。
- 幼児の使用料は無料とする。
- 町外の利用者で、アマチュアスポーツ以外の行事・催物で利用する場合の使用料は、当該使用料に、当該使用料の100分の100を加算した額とする。
- 個人使用以外で、正午から午後1時までの1時間(1時間に満たない場合であつても1時間とみなす。)を延長して使用する場合の使用料は、午前9時から正午までの当該使用料の3分の1の額を加算した額、午後5時から午後6時までの1時間(1時間に満たない場合であつても1時間とみなす。)を延長して使用する場合の使用料は、午後1時から午後5時までの当該使用料の4分の1の額を加算した額とする。
- アリーナを利用する場合であつて、その利用面積が総面積の4分の3、2分の1又は4分の1に満たない場合の使用料は、当該使用料のそれぞれ4分の3、2分の1又は4分の1の額とする。(10円未満は切捨て)
- 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用(電気料等)を実費として徴収する。
- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 11月1日から翌年4月30日までに利用する場合は個人使用料を除き、暖房料として使用料の100分の30に相当する額を加算する。
- 入場料等とは、入場料・会費・賛助金・寄付金・参加料その他名目のいかなを問わず、体育館に入館する者から、利用者が徴収する金銭(利用者が発行する有償で入場券・整理券その他これに類するものを含む)をいう。